

大学の国際化に対応する 大学入学資格の見直し

1. 検討の背景

外国の学校を卒業した者の我が国の大学入学資格については、個々の国の制度を尊重し、学校教育における教育内容の相当性に立ち入ることはしない一方、我が国の学校教育制度との接続を担保するため、一律に外国において学校教育における12年の課程を修了することにより大学入学資格を認めるという「課程年数主義」を採用し、**外国において学校教育における12年の課程を修了した者に与えることを原則**としている。

我が国の大学等において留学生や帰国子女等を積極的に受け入れ、国際化を推進していく観点から、大学入学資格を改正。

【国際化関係の大学入試資格の主な改正経緯】

- 昭和54年 4月 国際バカロレア資格（国際バカロレア事務局）を有する者で18歳に達したものを追加
- 平成 7年10月 アビトゥア資格（ドイツ）を有する者で18歳に達したものを追加
- 平成 8年10月 バカロレア資格（フランス）を有する者で18歳に達したものを追加
- 平成15年 9月 国際的な評価団体（WASC、ACSI、ECIS）から認定を受けた、“国内に所在する”教育施設において12年の課程を修了した者で18歳に達したものを追加
- 平成21年 6月 ECISがCISに名称変更
- 平成28年 3月 国際的な評価団体（WASC、ACSI、CIS）から教育的活動等に係る認定を受けた教育施設において12年の課程を修了した者で18歳に達したものに改正。GCEA資格（イギリス）を有する者で18歳に達したものを追加
- 平成28年 4月 外国の学校教育における12年又は16年に満たない課程で一定の要件を満たすものを修了した者に対し、大学又は大学院の入学資格を付与
- 平成28年12月 ミャンマー連邦共和国のアテッタン・アスイン・ピンチャーイエーの課程を指定

未だ学生募集や入学手続きについて課題（次ページ以降参照）が見られるため、今後、我が国の大学等への入学を希望する留学生や帰国子女等の受け入れを推進していく上でも、**我が国の法令上の大学入学資格を一部見直しが必要。**

2. 大学入学資格が認められない事例

【事例1】ジョイント・ディグリープログラムの実施に当たっての問題

- ✓ ジョイント・ディグリープログラム（以下、JD）を実施するに当たって **WASCの認定を受けた海外のインターナショナルスクール** を卒業した **18歳未満の学生** について米国のB大学は「合格」の判定をしたが、我が国のA大学では当該学生が18歳未満であるため「不合格」とせざるを得ず、結果JDへの **入学が認められなかった**。

【事例2】12年制の在日外国人学校を早期卒業した者に係る問題

- ✓ **12年制の在日外国人学校**（いわゆるインターナショナルスクール）の課程を修了した者が、学業成績優秀で **早期卒業** したにも関わらず、**大学入学時点で18歳未満の場合には、大学入学資格が認められず** 入学できない例がある。なお、外国において学校教育における12年の課程を修了した者には、年齢に関わらず、大学入学資格が認められている。

【事例3】12年未満の学校教育課程をもつ国からの留学生に係る問題

- ✓ 平成28年3月の学校教育法施行規則等の改正により、外国の学校教育における12年に満たない課程を修了した者に対し大学入学資格を付与できることとし、以下3点の基準を満たす課程を個別に指定することとなった。
 - ①課程の修了者が、当該外国の学校教育における11年以上の課程を修了したとされるものであること
 - ②課程の修了者が、大学に対応する当該外国の学校に入学することができること
 - ③高等学校の教科・科目（以下「教科等」という。）に相当する教科等により編成される教育課程を有すると認められるものであること
- ✓ 平成28年9月に、外務省（在外公館）を通じて、**11年の課程を有する各国**（28カ国）の教育省等に対して周知を行い**個別指定のために申請**を呼びかけたが、**実際に申請が行われたのはミャンマーとジャマイカの2か国だけ**（ジャマイカについては審査中。）であり、**個別指定の手続きが完了していないために、大学入学資格が認められない例**がある。

3. 各事例に対応する見直しの方向性

【事例1】ジョイント・ディグリープログラムの実施に当たっての問題

- ✓ 国際バカロレア資格（国際バカロレア事務局）、アビトゥア資格（ドイツ）、バカロレア資格（フランス）、GCEA資格（イギリス）
- ✓ WASC（アメリカ）、ACSI（アメリカ）、CIA(イギリス)から教育活動等に係る認定を受けた教育施設に置かれる12年の課程



上記資格及び課程を取得した者が

- 当該国等において大学入学を認められること
 - 我が国の高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められること
- を個別に確認して指定しており、一律に**年齢要件を撤廃**することとしてはどうか。

【告示改正】（参照条文3）

【事例2】12年制の在日外国人学校を早期卒業した者に係る問題

- ✓ 12年制の在日外国人学校（インターナショナルスクール）は、「高等学校に対応する外国の学校の課程と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられたもの」であることを審査して個別に指定されており、**当該外国の学校教育制度において飛び級や早期卒業が認められている**のであれば、**当該課程を修了した者**については、**年齢要件を撤廃**することとしてはどうか。

【告示改正】（参照条文2）

【事例3】12年未満の学校教育課程をもつ国からの留学生に係る問題

- ✓ 多様な国・地域からの留学生を受け入れ、大学の国際化を一層進めるため、**学校教育における11年以上課程を有し、当該課程の修了者に大学に対応する当該外国の学校に入学することが認められる**ことが確認できた国については、**詳細な教育課程の確認を省いて早期に個別指定し、大学入学資格を認める**こととすべきではないか。

【告示改正】（参照条文4）

大学（短大）入学資格制度の仕組み

【学校教育法90条1項】

【原則】

大学入学資格
保有者

=

1. 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

2. 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

ex.特別支援学校の高等部、高等専門学校の3年次を修了した者

（通常の課程以外により相当する学校教育を修了した者を含む ※現在該当ナシ）

3. 文科大臣の定めるところにより、
1と同等以上の学力があると認められた者

※大学（短大）別科の入学資格も同様
（学教法91条3項）

【学校教育法施行規則150条】

3

=

① 外国において学校教育における12年の課程を修了した者

※飛び級・早期卒業した者を含む。

①' ①に準ずる者で文科大臣の指定したもの

② 文科大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の課程を修了した者

③ 文科大臣が定める基準を満たす専修学校の高等課程で文科大臣が指定するものを文科大臣が定める日以後に修了した者

④ 文科大臣の指定した者

⑤ 高等学校卒業程度認定試験に合格した者 ※発効は18歳以上。

⑥ 学教法90②により入学（飛び入学）した者をその後に入学させる大学において、大学教育を受ける学力があると認められた者

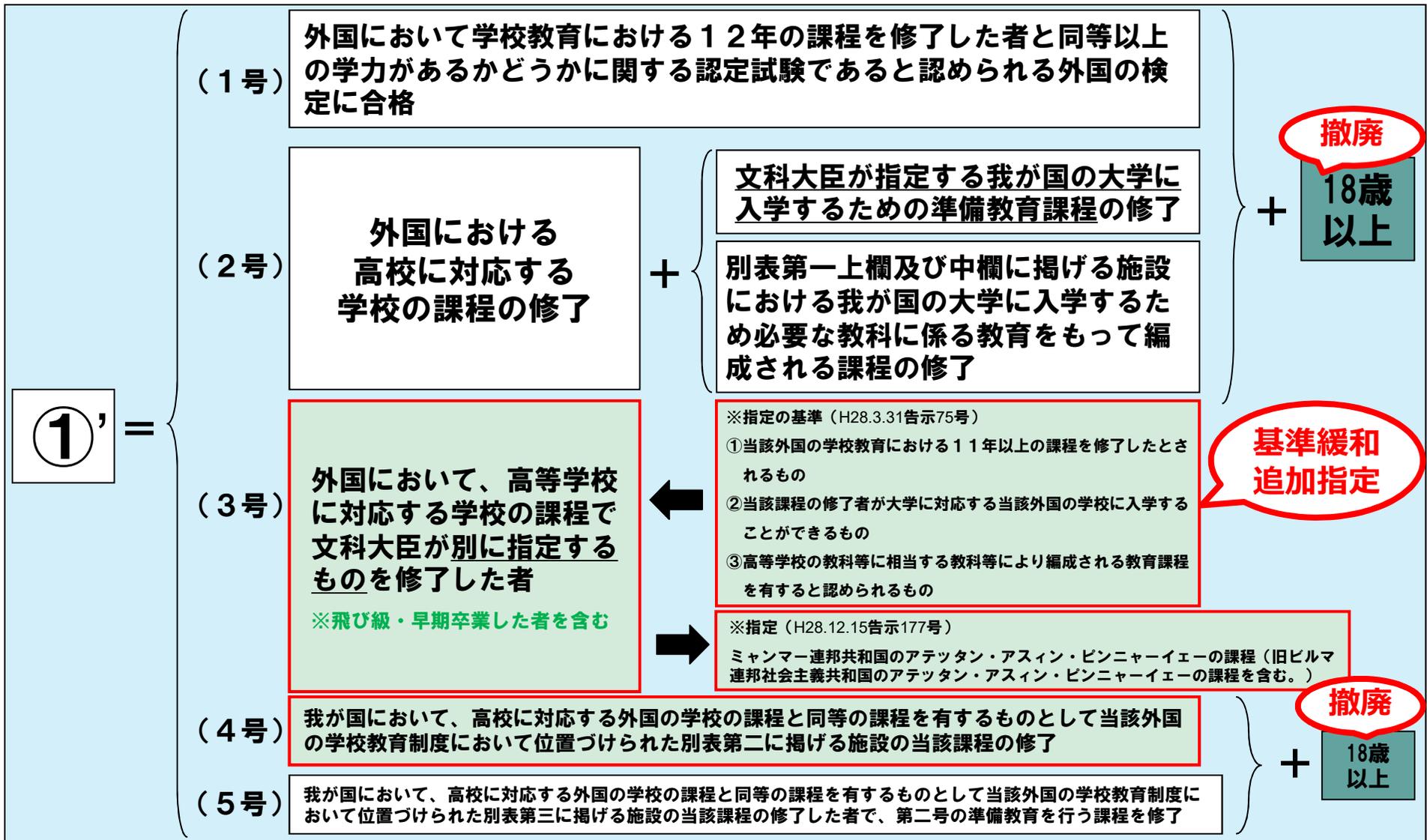
⑦

個別入学資格審査で高校卒業と同等以上の学力があると認められた者

+

18歳以上

維持



【外国において学校教育における12年の課程を修了した者に準ずる者 S56. 10. 3告示153号】

文部大臣が指定する我が国の大学に入学するための準備教育課程

=

「大学入学のための準備教育課程の指定等に関する規程 (H11.9.3告示165号)」に基づき、「我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程を定める告示 (H18.1.12告示195号)」において個別に指定

②

=

「在外教育施設の認定等に関する規程（H3.11.14告示114号）」に基づき、
「在外教育施設の認定について（H3.12.13告示120号）」において個別に指定

文科大臣
が定める基準

=

修業年限
3年以上

+

総授業時間数
2590時間以上

③

=

文科大臣
が指定するもの
及び
文科大臣
が定める日

=

「学校教育法施行規則150条第3号の専修学校の
高等課程等を定める告示（H17.12.5告示167号）」
において個別に指定

（基準→「専修学校の高等課程のうち、当該課程を修了した者が大学入学に関し高等
学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準」

④

=

「大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者（S
23.5.31告示47号）」において個別に指定（1～19号は省略）

20号 国際バカロレア事務局が授与する国際バカロレア資格

21号 ドイツ連邦共和国のアビトゥア資格

22号 フランス共和国のバカロレア資格

23号 イギリスのGCEA資格

24号 WASC・ACSI・CISから教育活動等に係る認定を
受けた教育施設に置かれる12年の課程の修了

+

18歳
以上

撤廃

【参考条文①】

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

第九十条 大学に入学することのできる者は、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

- ② 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する大学は、文部科学大臣の定めるところにより、高等学校に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、当該大学の定める分野において特に優れた資質を有すると認めるものを、当該大学に入学させることができる。
- 一 当該分野に関する教育研究が行われている大学院が置かれていること。
 - 二 当該分野における特に優れた資質を有する者の育成を図るのにふさわしい教育研究上の実績及び指導体制を有すること。

○学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）

第一百五十五条 学校教育法第九十条第一項の規定により、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 外国において学校教育における十二年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した
もの
- 二 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 三 専修学校の高等課程（修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに
限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 四 文部科学大臣の指定した者
- 五 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）に合格した者を含む。）
- 六 学校教育法第九十条第二項の規定により大学に入学した者であつて、当該者をその後に入学者とする大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- 七 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、
十八歳に達したもの

【参考条文②】

○外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者を指定する件（昭和五十六年文部省告示第百五十三号）

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十条第一号の規定により、外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者を次のように指定する。

- 一 外国において、学校教育における十二年の課程を修了した者と同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験であると認められる当該国の検定（国の検定に準ずるものを含む。次号において同じ。）に合格した者で、**十八歳に達したもの**
- 二 外国において、高等学校に対応する学校の課程を修了した者（これと同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験であると認められる当該国の検定に合格した者を含む。）で、文部科学大臣が別に定めるところにより指定した我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程又は別表第一の上欄及び中欄に掲げる施設における研修並びに同表の下欄に掲げる施設における我が国の大学に入学するために必要な教科に係る教育をもって編成される当該課程を修了し、かつ、**十八歳に達したもの**
- 三 外国において、高等学校に対応する学校の課程（その修了者が当該外国の学校教育における十一年以上の課程を修了したとされるものであることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを修了した者
- 四 我が国において、高等学校に対応する外国の学校の課程（その修了者が当該外国の学校教育における十二年の課程を修了したとされるものに限る。）と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた別表第二に掲げる教育施設の当該課程を修了した者で、**十八歳に達したもの**
- 五 我が国において、高等学校に対応する外国の学校の課程（その修了者が当該外国の学校教育における十二年の課程を修了したとされるものを除く。）と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた別表第三に掲げる教育施設の当該課程を修了した者で、第二号の準備教育を行う課程を修了し、かつ、**十八歳に達したもの**

別表第一 ～ 別表第三 （略）

【参考条文③】

○大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を指定する件（昭和二十三年文部省告示第四十七号）

学校教育法施行規則第一百五十四条第四号の規定により、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を、次のように指定する。

一～二十 （略）

二十 スイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局が授与する国際バカロレア資格を有する者で十八歳に達したもの

二十一 ドイツ連邦共和国の各州において大学入学資格として認められているアビトゥア資格を有する者で十八歳に達したもの

二十二 フランス共和国において大学入学資格として認められているバカロレア資格を有する者で十八歳に達したもの

二十三 外国人を対象に教育を行うことを目的として我が国において設置された教育施設であって、その教育活動等について、アメリカ合衆国カリフォルニア州に主たる事務所が所在する団体であるウェスタン・アソシエーション・オブ・スクールズ・アンド・カレッジズ、同国コロラド州に主たる事務所が所在する団体であるアソシエーション・オブ・クリスチャン・スクールズ・インターナショナル又はグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国ハンプシャー市に主たる事務所が所在する団体であるカウンセル・オブ・インターナショナル・スクールズの認定を受けたものに置かれる十二年の課程を修了した者で、十八歳に達したもの

【参考条文④】

○高等学校に対応する外国の学校の課程のうち当該課程を修了した者が大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準（平成二十八年三月三十一日文科省告示第七十五号）

外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者を指定する件（昭和五十六年文部省告示第百五十三号）第三号の規定に基づき、高等学校に対応する外国の学校の課程のうち当該課程を修了した者が大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準を次のように定める。

- 一 当該課程の修了者が当該外国の学校教育における十一年以上の課程を修了したとされるものであること。
- 二 当該課程の修了者が大学に対応する当該外国の学校に入学することができるものであること。
- 三 高等学校の教科等に相当する教科等により編成される教育課程を有すると認められるものであること。

○高等学校に対応する外国の学校の課程のうち当該課程を修了した者が大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものを指定する件（平成二十八年十二月十五日文部省告示第百七十七号）

外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者を指定する件（昭和五十六年文部省告示第百五十三号）第三号に規定する高等学校に対応する外国の学校の課程のうち当該課程を修了した者が大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものとして次の表の上欄に掲げるものを指定し、同表の下欄に掲げる日から適用する。

外国の学校の課程の名称	適用開始日
ミャンマー連邦共和国のアテタン・アシン・ピンニャーイェーの課程（旧ビルマ連邦社会主義共和国のアテタン・アシン・ピンニャーイェーの課程を含む。）	昭和四十八年十月一日